

○湘南工科大学教育研究ネットワーク利用内規

(趣旨)

第1条 この内規は、メディア情報センターが管理、運営する湘南工科大学（以下「本学」という。）教育研究ネットワーク（以下「教育研究ネットワーク」という。）の適正かつ効率的な利用を図るために、必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 教育研究ネットワークの利用は、本学における教育・研究及び関連業務を行うことを目的とする。

(管理の分担)

第3条 教育研究ネットワークの基幹を構成する部分（教育研究総合センター棟側のルータから各棟側のルータまでのネットワーク、及び各棟間のネットワークをいい、以下「基幹ネットワーク」という。）の管理、運用及び学外との接続に係る事項の管理は、メディア情報センターが行う。

2 大学（各学部学科）、大学院（各専攻）及び事務局等（以下「各部署」という。）において独自に設置するコンピュータ等の機器及びネットワーク（以下「支線ネットワーク」という。）の管理、運用は、当該機器及びネットワークを設置した各部署が行う。

(支線ネットワークの管理責任者)

第4条 支線ネットワークを設置した各部署は、管理責任者を置くものとする。

2 管理責任者は、当該ネットワークの管理、運営を行い、その遂行にあたっては、メディア情報センター長（以下「センター長」という。）と協議することとする。

(利用資格)

第5条 教育研究ネットワークを利用する資格のある者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 本学の教員及び職員
- (2) 本学の大学院の院生及び学部の学生
- (3) その他、センター長が適当と認めた者

(利用申請)

第6条 教育研究ネットワークの利用を希望する者は、教育研究ネットワーク利用申請（以下「利用申請」という。）をセンター長に提出し、承認を得なければならない。ただし、学部の新入学生の利用申請については、別に定める。

(利用期限)

第7条 前条の承認を得た者には、教育研究ネットワーク利用者（以下「利用者」という。）としてログイン名及びパスワードを付与する。

2 ログイン名及びパスワードの利用期限は、学部学生と大学院生は在学期間中、教職員は在職期間中とする。

3 センター長は、利用期限が終了した利用者及び利用資格を失った利用者の有する利用ファイル、領域等を破棄できるものとする。

(パスワード)

第8条 利用者は自己のパスワード管理に責任を負うものとし、相当期間経過ごとに変更を行うものとする。

(ファイルのバックアップ)

第9条 利用者は、自己の責任において必要なファイルのバックアップを行うことを利用に際しての前提とする。

2 メディア情報センターは、利用者が教育研究ネットワーク内に有する利用者自身のファイルの破棄、損失等について、理由の如何を問わず一切の責任を負わないものとする。

(利用の変更・停止)

第10条 次の各号に該当する理由が生じたときは、利用者は速やかにセンター長に届け出なければならない。

(1) 利用申請の記載事項に変更が生じたとき。

(2) 教育研究ネットワークの利用を終了又は中止したいとき。

(3) ログイン名及びパスワードが盗まれたり、第三者に使用されたりしていることが判明したとき。

(4) 利用者がその利用資格を失ったとき。

(利用時間)

第11条 メディア情報センターの情報インフラ担当窓口の授業期間中の利用時間は、本学の休業日を除き、次の定めによる。

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後6時00分

土曜日 午前8時30分～午後12時30分

2 ICTルーム（オープン端末室）SkyとMarineの利用時間は次の定めによる。

月曜日～金曜日 Sky 午前9時00分～午後8時00分

Marine 午前9時00分～午後6時00分

土曜日 Sky 午前9時00分～午後4時00分

3 前2項に定めるほか、夏季等の休業期間中の利用時間の取扱いについては別に定める。

4 第2項に定める時間帯であっても、教育研究ネットワークの保守等のため利用できないことがある。

(禁止事項)

第12条 教育研究ネットワークの利用においては、次の各号の行為をしてはならない。

- (1) ログイン名やパスワードを不正に使用する行為
- (2) 第三者に損害又は不利益を与える行為
- (3) 法令や公序良俗に反する行為
- (4) 政治活動、宗教の布教活動及び営利目的の行為
- (5) 本学の名誉を傷つけるような行為
- (6) 本学の教育研究ネットワークに重大な損害又は不利益を与える行為
- (7) その他センター長が不適当と判断する行為

(利用資格の制限等)

第13条 利用者が前条の規定に違反する行為を行った場合、センター長は、直ちに利用を停止するとともに、メディア情報センター運営委員会の議を経て、その利用承諾を取り消し、あるいは禁止することができる。

2 その他の処置が必要な場合は、利用者の身分に応じた本学規則等の裁定に委ねるものとする。

(調査及び協力)

第14条 センター長は利用者に対して、教育研究ネットワークの利用状況、障害等について調査及び協力を求めることができる。

(教育研究ネットワークの停止)

第15条 センター長は次の各号に該当する事態が発生した場合は、教育研究ネットワークの部分的あるいは全面的な停止をすることができる。

- (1) 本学の教育研究ネットワークが学部のネットワークシステムに重大な損害又は不利益を与えた場合
- (2) 第12条各号に該当する行為があった場合
- (3) 教育研究ネットワークの保守管理上の作業が発生した場合
- (4) その他センター長がその必要があると判断した場合

(改廃)

第16条 この内規を定めるもののほか、教育研究ネットワークの利用について必要な事項は、教授会の議を経て、学長がこれを定める。

附 則

この内規は、平成13年5月16日から施行する。

附 則

この内規は、平成14年11月20日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和5年4月1日から施行する。